

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

技術管理課

### 【告示】

（県例規集登載）

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

会計課

### 【公告】

○ 落札者等の決定

財産活用課

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 落札者等の決定

産業振興課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 落札者等の決定

教育委員会

### 【公安委員会】

○ 猟銃等講習会の開催

生活安全企画課

○ 年少射撃資格講習会の開催

〃

○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第六十四号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「及び」を「（建設業法第二十六条第四項に規定する特例監理技術者を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び監理技術者補佐（同法第二十六条第三項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）並びに」に、「建設業法」を「同法」に、「以下同じ」を「以下この条及び次条において同じ」に改め、「監理技術者」の下に「監理技術者補佐」を加える。

第二十二条中「監理技術者」の下に「監理技術者補佐」を加える。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百七十三号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、令和二年八月二十七日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	総社市秦五六九番地
売 り さ ば き 場 所	名称及び代表者の氏名	株式会社総社自動車 教習所 代表取締役 吉村 充司
倉敷市松島一〇九番地		

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

〔四〇一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札に係る物品及び数量

岡山県庁分庁舎、丸の内会館及び小橋町庁舎で使用する電気の調達  
使用予定電力量一、五九八、五〇〇キロワット時（3年間）

二 納入期間

令和二年十月一日から令和五年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部財産活用課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和二年八月二十一日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社ホープ

福岡県福岡市中央区薬院一丁目一四番五号

六 落札金額

二二、九二八、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年七月十日

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

〔四〇二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年八月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人そーる

三 代表者の氏名

片岡奈津子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町尾崎八一二番地一六

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民や団体に対して、医療や介護を中心に訪問看護サービス、患者搬送等に関する事業を行い、日常生活や在宅療養生活の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

〔四〇三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

岡山県工業技術センターで使用する電気

使用予定電力量 八、九五八、〇〇〇キロワット時

二 納入期間

令和二年十月一日から令和五年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県工業技術センター総務課

岡山県岡山市北区芳賀五三〇一番地

四 落札者を決定した日

令和二年八月三日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社ホープ

福岡県福岡市中央区薬院一丁目一四番五号

六 落札金額

一二〇、二五〇、六一九円（うち消費税額及び地方消費税の額一〇、九三一、八七四円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年六月九日

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

〔四〇四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カインズホーム津山店・天満屋ハピーズ高野店  
所在地 津山市高野本郷字源八一三六九番二ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社ウシオ  
住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地  
代表者の氏名 代表取締役 福家 成夫
- (2) 名称 株式会社天満屋ストア  
住所 岡山市北区岡町一三番一六号  
代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

### 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) 名称 カインズホーム津山店・天満屋ハピーズ高野店  
(変更後) 名称 カインズ津山店・天満屋ハピーズ高野店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名  
(変更前) 名称 株式会社ウシオ  
住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地  
代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市  
(変更後) 名称 株式会社ウシオ  
住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地  
代表者の氏名 代表取締役 福家 成夫

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一七番地

代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市

(変更後) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一七番地

代表者の氏名 代表取締役 福家 成夫

4 変更年月日

令和二年七月十三日

二 届出年月日

令和二年八月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年九月四日から令和三年一月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課



# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

〔四〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一二六一、一二六一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井一八三―四

古閑 圭

三 許可番号

岡山県指令建指第一三五号

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

〔四〇六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 借上件名及び数量  
図書館総合システム機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県立図書館総務・メディア課  
岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号
- 三 落札者を決定した日  
令和二年八月五日
- 四 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社  
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 五 落札金額  
一月当たり三、六三七、一五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三三〇、六五〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 入札公告日  
令和二年六月二十六日

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

◎岡山県公安委員会告示第百二十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

令和二年九月四日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	令和二年 十一月十二日	午前十時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
経験者(更新)講習課程	令和二年 十月八日	午後一時	倉敷市大島四五一一 倉敷警察署
	令和二年 十月十四日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	令和二年 十月二十一日	午後一時	高梁市段町一〇一七一 高梁警察署
	令和二年 十一月四日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	令和二年 十一月十八日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	令和二年 十二月三日	午後一時	倉敷市大島四五一一 倉敷警察署
	令和二年 十二月二十二日	午後一時	高梁市段町一〇一七一 高梁警察署

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの)

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例

(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当

該休日の直後における県の休日でない日)

三 受講手数料

初心者講習課程

六千九百円

経験者(更新)講習課程

三千円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

## ◎岡山県公安委員会告示第二百二十七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

令和二年九月四日

岡山県公安委員会

### 一 開催の日時及び場所

日	時	場	所
令和二年十一月二十五日（水） 午前十時		岡山市北区内山下二一四一六	岡山県警察本部二階入札室

### 二 受講手続

#### 1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

#### 2 提出先

住所地を管轄する警察署

#### 3 提出期限

令和二年十一月十八日（水）まで

#### 三 受講手数料

九千八百円

（注）受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

#### 四 その他

- 1 代理受講は、認めない。
- 2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

## ◎岡山県公安委員会告示第百二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和二年九月四日

岡山県公安委員会

### 一 使用銃種

散弾銃

### 二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
令和二年十月五日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年十月五日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年十月六日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年十月十二日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年十月十二日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年十月十九日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

午前九時	令和二年十月十九日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年十月二十一日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
午前十時	令和二年十月二十六日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年十月二十六日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年十月二十七日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
午前十時	令和二年十一月二日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年十一月二日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年十一月六日(金)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
午前十時	令和二年十一月九日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年十一月九日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

午後一時	令和二年十二月九日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	令和二年十二月七日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	令和二年十二月二日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前九時	令和二年十一月三十日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	令和二年十一月三十日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	令和二年十一月二十五日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	令和二年十一月二十三日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	令和二年十一月十八日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前九時	令和二年十一月十六日(月)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	令和二年十一月十六日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場



# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

日 時	場 所
令和二年十月六日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
令和二年十月九日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一 倉敷国際射撃場
令和二年十月十六日(金) 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
令和二年十月二十三日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一 倉敷国際射撃場

2 スキート射撃(クレールがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。)

令和二年十二月十四日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一 倉敷国際射撃場
令和二年十二月十六日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
令和二年十二月二十一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一 倉敷国際射撃場

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

令和二年十月二十七日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年十月三十日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年十一月六日(金) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年十一月六日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年十一月十三日(金) 午前十時	
令和二年十一月十八日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年十一月二十日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年十一月二十五日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年十一月二十七日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年十二月二日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

令和二年十二月四日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年十二月九日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年十二月十一日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年十二月十六日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年十二月十八日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

## 三 受講手続

### 1 提出書類

所定の様式による受講申込書

### 2 提出先

住所地を管轄する警察署

### 3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

## 四 受講手数料

一万二千七百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

## 五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

◎岡山県公安委員会告示第百二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和二年九月四日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種  
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
令和二年十月六日（火）	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
令和二年十月六日（火）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和二年十月十三日（火）	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
令和二年十月二十日（火）	午前十時		
令和二年十月二十七日（火）	午前十時		
令和二年十月二十七日（火）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和二年十一月十日（火）		岡山市北区御津伊田二二九一	

# 令和2年9月4日 岡山県公報 第12225号

午前十時	御津ライフル射撃場
令和二年十一月十七日(火) 午前十時	
令和二年十一月二十四日(火) 午前十時	
令和二年十一月二十四日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年十二月一日(火) 午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
令和二年十二月八日(火) 午前十時	
令和二年十二月十五日(火) 午前十時	
令和二年十二月二十二日(火) 午前十時	

## 三 受講手続

### 1 提出書類

所定の様式による受講申込書

### 2 提出先

住所地を管轄する警察署

### 3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例(平

成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。